

奈良県告示第三十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十六項の規定により、治道南部土地改良区の役員が次のとおり退任し、及び就任した旨、同土地改良区から届出があつた。

平成二十五年四月十九日

奈良県知事 荒井正吾

一 退任役員の役名、氏名及び住所

理事 仲井 房孝

大和郡山市横田町八二三一一

橋下 勝彦

七三四一二

金居 秀典

八六〇

森川 武男

一二八四

仲井 敏夫

一三〇四一五

西田 英雄

櫻枝町二三三

浅井 宏章

一一九

岡本 晃

伊豆七条町二一六一一

南本 貞夫

二三五

植松 章一

新庄町三一九一二

植松 忠司

三六一

茶谷 勉

横田町八八三

奥本 真治

伊豆七条町二三八

奥本 正昭

新庄町三二四

仲井 房孝

大和郡山市横田町八二三一一

金居 秀典

七三四一二

橋下 勝彦

八六〇

森川 武男

一二八四

仲井 敏夫

伊豆七条町二三三

西田 英雄

一一九

岡本 晃

伊豆七条町二一六一一

二 就任役員の役名、氏名及び住所

理事 仲井 房孝

伊豆七条町二一六一一

橋下 勝彦

大和郡山市横田町八二三一一

金居 秀典

七三四一二

森川 武男

八六〇

仲井 房孝

伊豆七条町二三三

西田 英雄

一一九

岡本 晃

伊豆七条町二一六一一

〃 〃 監事 〃 〃 〃

奥本 南本 茶谷 植松 植松 東田
正昭 真治 勉忠 司 章一 安紀

〃 〃 〃 〃 〃 〃

新庄町三一九一二 〃 二三七
横田町八八三 〃 三六二
伊豆七条町一三八 新庄町三三四